

# 消防表彰の概要

## 1 表彰制度の意義について

表彰とは、功労等のあった者をほめたたえ、その功績を広く知らせると共に他の者の模範とし、士気を奮い立たせることを目的として、国、地方公共団体、地域社会、学校、企業、各種の団体等あらゆる組織で実施されている制度であり、それぞれの消防機関においてもなんらかの表彰が行われています。

消防は、地域社会において発生するあらゆる災害に対し活動する任務を有し、著しく危険度が高いという特殊性をもつことから、その活動に対して精神面から報いる表彰制度は、地域社会のための消防の士気高揚を図るといって極めて重要な意義をもっています。そのため、消防庁においても消防関係者に対しては、様々な表彰を実施しています。

## 2 個人に対する表彰

消防職団員に対する表彰は、「消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）」に定める消防庁長官表彰として、永年勤続功労章、功労章が実施されています。また、国の栄典として、褒章、叙勲が実施されています。

これらは、受章要件や受章者数などそれぞれが関連して運用されています。例えば、叙勲は元職の者が対象であるのに対し、他の三章は現職が対象となっているほか、同じ現職の受章でも永年勤続功労章が最も受章者数が多く、功労章、褒章の順に受章者の数が少なくなっています。また、それに応じて受章要件にも差違が設けられており、図のようになっています。

なお、消防庁長官表彰は、毎年3月7日の「消防記念日」にちなみ、3月に「消防功労者消防庁長官表彰式」を実施しており、「定例表彰」と呼ばれています。

また、叙勲は春（4月29日）と秋（11月3日）の年2回、褒章は春（4月29日）に実施され、それぞれ受章者とその配偶者は皇居において天皇陛下への拝謁が行

われています。

そのほか、災害時の防災活動等によって実施される消防庁長官表彰として、特別功労章、顕功章、功績章、表彰状、賞状などがありますが、これらは事案発生のつどに実施されますので、「随時表彰」と呼ばれています。

このほか、消防関係に携わる方々に対しましても、日頃の活動内容等に応じて消防庁長官表彰、総務大臣表彰、内閣総理大臣表彰と叙勲が実施されています。

## 3 団体に対する表彰

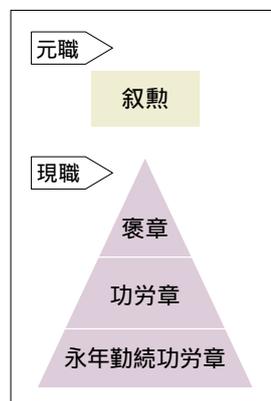
消防機関等に対する表彰については、「消防表彰規程」に基づき、竿頭綬、表彰旗を授与して行う表彰を「定例表彰」として実施しています。

そのほか、災害時における防災活動、平常時における予防活動等に対しましても消防庁長官表彰、内閣総理大臣表彰が実施されています。

また、危険物安全協会など地域の防災活動に協力されている各種団体に対しても消防庁長官表彰、内閣総理大臣表彰が実施されているところです。

## 4 まとめ

以上のように、消防職団員をはじめとする消防関係者に対する表彰は、様々な種類があり、その表彰による受章者数は、およそ年間4,000名にもなっていま



す。それぞれの都道府県や市町村でも実施されている表彰も含めると、毎年多くの方々が表彰されており、これらも含めて各表彰が体系的に実施されることによって消防表彰の意義があると考えられます。